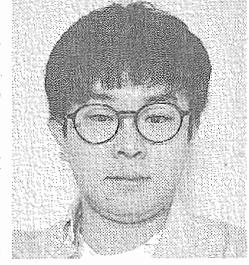


学生と教員の見方



【学生のプロフィール】
うどんが好きなので、うどん屋でバイトしてまかないを食べていたら太りました。天ぷらは控えめにしようと思います。

段階でコントロールする建築確認に加えて、建築前の開発許可制度の趣旨である。建物が連続している市街地の土地・建物は、周辺の土地・建物との関係性、相互のバランスが重要である。

条例や開発指導要綱等で各種の対策をとっているケースもある。

「見方」と「考え方」

(4年 齋藤新)

まちづくりにあたって、無秩序な市街化を防ぎ、良

好な都市環境を形成するためには、開発行為や建築行

為を適切にコントロールす

ることが重要であると考えられる。

「開発許可制度」がある。

そのための制度の1つとし

て、都市計画法に基づく

開発許可制度とは、都市計

画区域・準都市計画区域内において、建物等を建てる目的での土地の分合筆や整地などをを行う際に、あらかじめ、都道府県知事等の許可を必要とするという制度

である。

知事等による許可、不許

可の判断(処分)は、その

相手方私人の法律関係を変動させる「行政行為(行政

処分)」にあたることから、

都市計画法など関連する法

令の基準に基づいて行う必

要がある。

とはいえ、都市計画法の

可の申請にあたっては、事

業者に対し、都市計画法に

も、全国共通の最低基準で

あることにも留意する必要

がある。というのも、開発

が行われる土地は、それぞ

れ状況・特性が異なること

「開発許可制度、その概要」

事前協定や基準上乗せなど

条例で制度に柔軟さ

である。

【教員による展開】

(兼重賀太郎教授)

「開発許可制度」は、1

968年に現在の都市計画法29条ただし書各号)。

このように「開発許可制

度」の特徴を見ると、盛り込まれた制度であり、等の造成にあたって、開発行為をコントロールする。從前からあった、建築

許可の手続きを避けるため

加えて、市街化区域内の小規模な開発行為などは、

許可の対象外である(都市

事業者と行政間の手続関係のみに終始するのではなく、開発にあたっての周辺

との調整プロセスをも含むものだともいえるだ